

議案第18号

日野町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日野町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山 享弘

日野町保育所の設置及び管理運営に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

児童福祉法の一部改正により条例改正が必要となった。

2 改正内容

- ・保育料の法令根拠が児童福祉法から子ども・子育て支援法に変更となったことによる改正（第4条）
- ・使用料の法令根拠が子ども・子育て支援法に規定されたことによる改正（第7条）

3 附則規定

平成27年4月1日から施行する。

日野町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

日野町保育所の設置及び管理運営に関する条例(昭和45年日野町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育料)</p> <p>第4条 法第24条第1項の規定により、入所させた要保育児童の保育料は、<u>子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の規定に基づき</u>、町長が別にこれを定めて徴収する。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 使用料の額は、<u>子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額とする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(保育料)</p> <p>第4条 法第24条第1項の規定により、入所させた要保育児童の保育料は、<u>法第51条第1号の3に定める費用の範囲内において</u>、町長が別にこれを定めて徴収する。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 使用料の額は、<u>厚生労働省が示す「保育所費用徴収基準」による保育単価の額とする。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。